認定特定非営利活動法人多摩草むらの会

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を 作ること によって、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため次のよ うに行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年5月1日~令和6年4月30日までの3年間

2. 内容

目標1: 計画期間内の育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員 ... 計画期間中に 1 人以上取得すること。

女性社員 ... 取得率を 80%以上にすること。

対策: 育児休業制度や運用について事業所向け文書の作成や管理職向

け研修の実施など社員への育児休業制度の周知徹底。育児休業取得者の潤滑な職場復帰のため、職場と育児休業取得者との間

の情報交換について具体的に検討。

目標2: 小学3年生未満の子を持つ社員が希望する場合に利用できる

短時間勤務制度を導入する。

対策: 短時間勤務制度や運用について事業所向け文書の作成や管理職

向け研修の実施など社員への育児休業制度の周知徹底。

目標3: 年次有給休暇の取得日数を一人当たり 8 日以上とする。

対策: 有給休暇取得の実態調査

有休計画的付与の徹底、取得状況のとりまとめなどによる取得

促進のための取り組み開始。